



自己資本比率について

バーゼルⅢ（自己資本比率規制）について

金融機関は、統一的な基準によって一定水準以上の自己資本比率を維持するよう求められており（自己資本比率規制）、信用金庫のような国内基準行については、平成26年3月期以降はバーゼルⅢと呼ばれる基準が適用されています。

バーゼルⅢに準拠した国内基準では、自己資本の構成やリスク捕捉に関する規制が強化されました。特に自己資本については、算入対象を出資金など損失吸収力の高い「コア資本」に一本化するとともに、調整（控除）項目の要件を厳格化して質の向上を図っています。

自己資本比率規制（バーゼルⅢ 国内基準）

第1の柱 最低所要自己資本比率

自己資本比率の算出にあたり、分子に算入できる自己資本を損失吸収力の高い「コア資本」に絞り込むとともに、分母についてもリスク捕捉の強化が図られています。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

銀行勘定の金利リスクなど、第1の柱の対象外であるリスクも考慮して金融機関が自己資本戦略を立案し、これを当局が早期警戒制度の枠組みの中で定期的にモニタリングします。

第3の柱 市場規律

金融機関が自己資本や各リスクについての情報を開示し、市場（お客さま）のチェックを受けます。開示すべき項目は金融庁の告示に定められています。

当金庫の概況（国内基準・単体ベース）

● 第1の柱

自己資本の額・自己資本比率ともに、健全な金融機関の基準を十分に満たしています

出資金・剰余金・一般貸倒引当金など

無形固定資産など、損失吸収力が乏しいため自己資本から控除するもの（経過措置により段階的に適用する）

貸出金・有価証券・債務保証などの信用リスク・アセット

基礎的手法で見積もった、事務リスク・システムリスク・風評リスクなどのリスク量をもとに算出した額

自己資本の額 977 億円	
コア資本に係る基礎項目	983 億円
△コア資本に係る調整（控除）項目	6 億円

リスク・アセット等の額の合計額 1兆2,476 億円	
信用リスク・アセットの額の合計額	1兆1,881 億円
オペレーショナル・リスク相当額÷8%	594 億円

総所要自己資本額 499 億円
※リスク・アセットからみて当金庫が備えるべき自己資本の額

自己資本比率 7.83%

国内基準の4%を十分に満たしています

定期的な計測と分析で各リスクを適正に把握するとともにリスク全体を経営体力に見合ったレベルで制御しています

● 第2の柱

急激な金利変動があった場合のリスクに対しても、十分な自己資本を備えています。

39～40ページ

自己資本の額
977 億円

銀行勘定の
金利リスク量
105 億円

● 第3の柱

バーゼルⅢ第3の柱告示（※）に基づき、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項（リスク管理の方針・手法など）、定量的な開示事項（自己資本の額やリスク量の内訳など）について、このディスクロージャー誌に記載しています。

※平成26年金融庁告示第8号

単体 33～40ページ

連結 51～54ページ



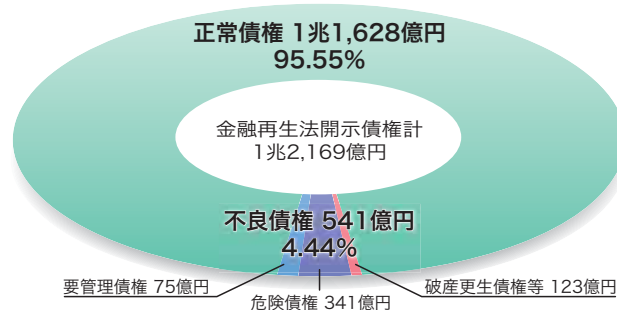
不良債権の状況

不良債権の状況

当金庫では、厳正な自己査定によって不良債権額を正確に把握し、ルールを守った償却・引当を行うとともに、適正な開示をしています。また、ご融資先に対する早期の事業再生支援を通じて、不良債権の発生を抑える体制づくりにも万全を期しています。その結果、平成29年度の金融再生法上の不良債権は541億円、不良債権比率は4.44%となりました。

なお、不良債権には事業再生の途上にある債権も含まれております。また、担保・保証や貸倒引当金により相応に保全が図られていますので、どうぞご安心ください。

金融再生法開示債権の状況 (平成30年3月期)



● リスク管理債権の状況

(単位: 百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
破綻先債権	1,377	666
延滞債権	50,162	45,458
3ヵ月以上延滞債権	255	187
貸出条件緩和債権	10,495	7,395
合計	62,291	53,706

● 金融再生法開示債権の状況

(単位: 百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
金融再生法上の不良債権	62,748	54,125
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	13,687	12,364
危険債権	38,309	34,178
要管理債権	10,751	7,582
正常債権	1,142,030	1,162,807
合計	1,204,778	1,216,933

● リスク管理債権の引当・保全状況 (平成30年3月期)

(金額単位: 百万円)

	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)
破綻先債権	666	610	55	100.00%
延滞債権	45,458	35,677	3,356	85.86%
3ヵ月以上延滞債権	187	180	9	101.23%
貸出条件緩和債権	7,395	4,469	369	65.42%
合計	53,706	40,938	3,790	83.28%

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由（更生手続・再生手続・破産手続・特別清算開始の申し立て、手形交換所による取引停止処分など）が生じている債務者に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額やすでに引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

● 金融再生法開示債権の引当・保全状況 (平成30年3月期)

(金額単位: 百万円)

	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/((A)-(C))
金融再生法上の不良債権	54,125	45,057	41,195	3,861	83.24%	29.86%
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	12,364	12,364	10,925	1,439	100.00%	100.00%
危険債権	34,178	27,664	25,620	2,044	80.94%	23.88%
要管理債権	7,582	5,028	4,649	378	66.31%	12.90%
正常債権	1,162,807					
合計	1,216,933					

- リスク管理債権の対象債権は貸出金のみですが、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」に基づく資産査定の結果においては、貸出金以外の債権（貸付有価証券・外国為替など）も対象とし、また正常債権についても開示することになっております。
- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権（以下「破産更生債権等」といいます）」とは、破産・更生・再生手続開始の申し立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権、およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」「危険債権」「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。